

~ 京都府中小企業融資制度一覧 ~

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

小規模企業の方や経営状況が厳しいという方は・・・

小規模企業(※1)向け資金

小規模企業おうえん資金

ベース枠 (無担保無保証人)	年 1.2% (固定)
ステップアップ枠 (無担保)	年 1.7% (固定) (※2)

ベース枠	2,000万円	事業実績 6ヶ月以上 1年未満の方は 合計 500万円	保証料率 年 0.5%~年 1.8%	保証料率 年 0.2%又は 年 0.3%引下げ
ステップアップ枠	2,000万円		保証料率 年 0.45%~年 1.65%	

売上減少・借換などのための資金

あんしん借換資金

緊急枠 (売上減少・原材料費高騰など)	年 1.8% (固定)
セーフティネット枠(※4) (不況業種指定等、セーフティネット保証が適用される場合)	新規 年 1.2% (固定) 借換 年 1.8% (固定)

緊急枠	有担保 2億円 無担保 8,000万円	保証料率 年 0.45%~年 2.0%	保証料率 年 0.1%又は 年 0.2%引下げ
セーフティネット枠	【別枠】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	保証料率 年 0.75%、年 0.9%	

開業や経営承継などを考えておられる方は・・・

開業資金・経営承継に必要な資金

開業・経営承継支援資金

開業 ①経営支援等を受け、開業・分社化する場合【支援型】 ②府内で新たに開業・分社化する場合【一般型】	年 1.2% (固定) (※5) ③「経営承継借換型」は金融機関所定金利
事業転換・多角化 事業転換・多角化する場合	
経営承継 ①経営支援等を受け、経営承継する場合【支援型】 ②都道府県知事の認定を受け、事業用資産等取得する場合【一般型】 ③経営承継計画を作成し、当該計画に実際に着手している場合【借換型】	

開業	①2,000万円(※5) ②1,500万円 (開業前の場合は自己資金の範囲内)	保証料率 年 0.5% (一律)
事業転換・多角化	2,000万円	保証料率 年 0.45%~年 1.65% (③は年 0.45%~1.70%)
経営承継	①有担保 2億円、無担保 8,000万円(※5) ②【別枠】(※6) 有担保 2億円 無担保 8,000万円 ③有担保 2億円、無担保 8,000万円	

新事業創出等に
必要な資金

文化産業振興資金

伝統産業や文化ベンチャー分野等における積極的な事業展開に取り組む場合	年 1.2% (固定)
------------------------------------	-------------

2億円 (うち運転資金は 8,000万円)	保証料率 年 0.45%~年 1.65%
--------------------------	-------------------------

★その他、地域産業振興特区資金(国の総合特区支援利子補給金制度について、京都市から確認書の発行を受けることが必要、1企業当たり10億円以内、年利1.7%以内(固定)、融資期間5年以上10年以内)和装産業取引改善等特別資金(和装関連卸売業者及び和装関連製造業者向け、2億円以内、年利1.7%以内(固定)、融資期間10年以内)があります。

一般的な事業資金の調達を希望される方は・・・

事業活動に必要な資金

一般資金

①府内で事業を実施している場合 ②「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けている場合	金融機関所定金利(固定) (※2)
--	----------------------

①有担保 2億円 無担保 8,000万円 ②【別枠】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	①保証料率 年 0.45%~年 1.85% ②保証料率 年 0.7% (一律)	保証料率 年 0.1%又は 年 0.2%引下げ
---	--	-------------------------------

自然災害等により被害を受けられた方は・・・

災害復旧に必要な資金

災害対策緊急資金

市町村長の発行する「り災(被災)証明書」を受けている場合	年 0.9% (固定)
------------------------------	-------------

有担保 2億円 無担保 8,000万円	保証料率 年 0.35%~年 1.6%
------------------------	------------------------

※1 従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))は5人)以下の中小企業者(事業協同組合などの組合やNPO法人も対象となります。) ※2 金利優遇制度対象(年0.2%引き下げ。非正規雇用労働者の正規雇用化を図る場合や、ISO14001認証取得企業などが対象となります。)
 ※3 商工会講所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21(中小企業応援隊)の経営支援を受ける場合、保証料率を引下げ(保証料率の引下げが最大となるのは、保証協会による会計参加を設置している会社に対する保証料割引と併用した場合)
 ※4 市町村長の認定を受けていただく必要があります。 ※5 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している場合は、金融機関所定金利(固定)、融資限度額は独自融資での借入額の範囲内となります。
 ※6 都道府県知事の認定を受けた法人の経営を承継した代表者及び事業を営んでいない個人への融資は、一般枠での御利用となります。